

意見書案第1号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を別紙の
とおり提出する。

令和3年9月17日提出

提出者	新城市議会議員	滝川健司
	〃	鈴木長良
	〃	柴田賢治郎
賛成者	新城市議会議員	小野田直美
	〃	中西宏彰
	〃	竹下修平

理由

この案を提出するのは、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実
を求めるため要望する必要があるからである。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

新都市においては、急激な人口減少により少子高齢化がさらに加速し、コロナ禍による影響のみならず、税収入の減少により非常に厳しい財政状況となっている。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時

的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。

5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

愛知県新城市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

経済再生担当大臣

決議案第 1 号

山田辰也議員に対する問責決議

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、この決議を別紙のとおり提出する。

令和3年9月17日提出

提出者	新城市議会議員	柴田賢治郎
賛成者	新城市議会議員	竹下 修平
	〃	鈴木 長良
	〃	小野田直美
	〃	滝川 健司
	〃	中西 宏彰
	〃	村田 康助

理由

この案を提出するのは、山田辰也議員が、令和3年8月23日新城市役所東庁舎3階委員会室にて開催された市議会全員協議会にて、議会報告会に係る市民意見の扱いについて発言していた小野田直美議員に対し、威圧的な言動でその発言を遮り拳を上げ、発言を続けた同議員に対し暴言を吐き威嚇行為をした。

この許しがたい行為に対し、山田辰也議員の持つ議員としての責任と自覚を促し、議会の秩序保持と信頼回復のため、また暴力的行為を許さないといった姿勢を明確にするため、ここに本市議会として問責を表明する必要があるからである。

山田辰也議員に対する問責決議

令和3年8月23日新城市役所東庁舎3階委員会室にて開催された市議会全員協議会にて、議会報告会に係る市民意見の扱いについて発言していた小野田直美議員に対し、威圧的な言動でその発言を遮り拳を上げ、発言を続けた同議員に対し暴言を吐き威嚇行為をした。

この山田辰也議員の行為は、自由討議を開催中の全員協議会において、他の議員の発言を暴力的行為を用いて阻害する行為である。

議会を構成する議員は、選挙を経てそれぞれ市民から負託を受けたことで当議会に存在するのであり、同じ負託を受けた議員でありながら、他の議員の権利を阻害する行為は、市民の代弁者として有るまじき行為である。

また、今回の山田辰也議員による暴言と威嚇は、他の議員の発言を尊重せず自身の主張のみをする身勝手なものであり、過去にも幾度か同様の言動により議長から注意を受けたにも関わらず繰り返された上での行為である。

山田辰也議員は、それを行った者として強く非難され、二度と同じ行為をしないよう再発の防止を求めるものである。

またこの決議は、暴力的行為により議員の発言が妨げられない事を保障し、暴力的行為は許さないという決意を宣言するものでもある。

よって本市議会として、議会全体の信頼と秩序保持のため、議会の責任において山田辰也議員に対し、問責する事を表明する。

以上、決議する。

令和3年9月17日

新 城 市 議 会

決議案第 2 号

鈴木達雄議長に対する不信任決議

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、この決議を別紙のとおり提出する。

令和 3年 9月17日提出

提出者 新城市議会議員 澤田恵子

賛成者 新城市議会議員 山田辰也

理由

この案を提出するのは、鈴木達雄議長が、前議長からの引継ぎの内容に沿って進めることを怠り、再三の議員からの議会運営に関する要望に真摯な対応で臨まなかったこと、1つ1つの問題を解決することに尽力を注ぐ姿勢が見受けられないことで、正常な議会の在り方が失われたことについては、少なからず議長としての責任は免れない。

市議会議長としての適格性に欠け資質を問われるものと考えられる。よって、ここに新城市議会の責任において不信任決議案を提出するものである。

鈴木達雄議長に対する不信任決議

新城市議会議長である鈴木達雄議員は、議長就任からこれまでの間政務活動費の使途についてのこと、また人事についても市民や議会内より疑義を指摘される事態が生じている。早急に1つ1つ解決をしないと議会全体の資質を問われるにかかわらず、これらの解決を行う決断力に欠け、怠った事実は遺憾であり又それによる議会の混乱を修復することができなかつた責任は重く、ここに鈴木達雄議長の不信任決議とするものである。
以上、決議する。

新 城 市 議 会

決議案第 3 号

山崎祐一議員に対する辞職勧告決議

新城市議会会議規則（平成17年新城市議会規則第1号）第14条の規定により、この決議を別紙のとおり提出する。

令和3年9月17日提出

提出者 新城市議会議員 澤田 恵子
賛成者 新城市議会議員 山田 辰也

理由

この案を提出するのは、山崎祐一議員が平成25年度及び平成26年度の、地域活動交付金申請に当たり弁済実体のない虚偽の領収書を、2年にわたり業者に作成させて市に提出した行為に対し、新城市議会議員政治倫理審査会（委員長・柴田賢治郎委員 副委員長・山口洋一委員 小野田直美委員 佐宗龍俊委員 鈴木長良委員 浅尾洋平委員）が行われ、平成30年12月5日全員一致で条例第9条第3号の「議員辞職の勧告」を意見とすることに決定した。

しかし対象議員は、「自ら誠実な態度で地域に出て説明をする」と発言しながら、いまだ迷惑をかけた方々に謝罪さえしていないことは由々しき問題、謝罪を促すとともに新城市議会として再度辞職勧告を表明する必要があるからである。

山崎祐一議員に対する辞職勧告決議

平成30年12月5日付けで新城市議会議員政治倫理審査会より、条例第9条第3号の「議員辞職の勧告」を全員一致で決定されたが、勧告後に、自ら地域に赴き説明に回るとしながら、全員協議会においても「ただいま計画である。」とか、無言を通すなど真摯な態度でないこと、また地域活動交付金での活動内容を、迷惑をおかけした地域の方々にもいまだ説明することもなく、謝罪もないまま放置している状況である。一期4年の最終議会であり、最後のチャンスととらえ、せめて迷惑をおかけした地域の方々だけでも謝罪をするよう求め新城市議会全体の責任において、再度ここに辞職勧告を表明する。
以上、決議する。

新 城 市 議 会